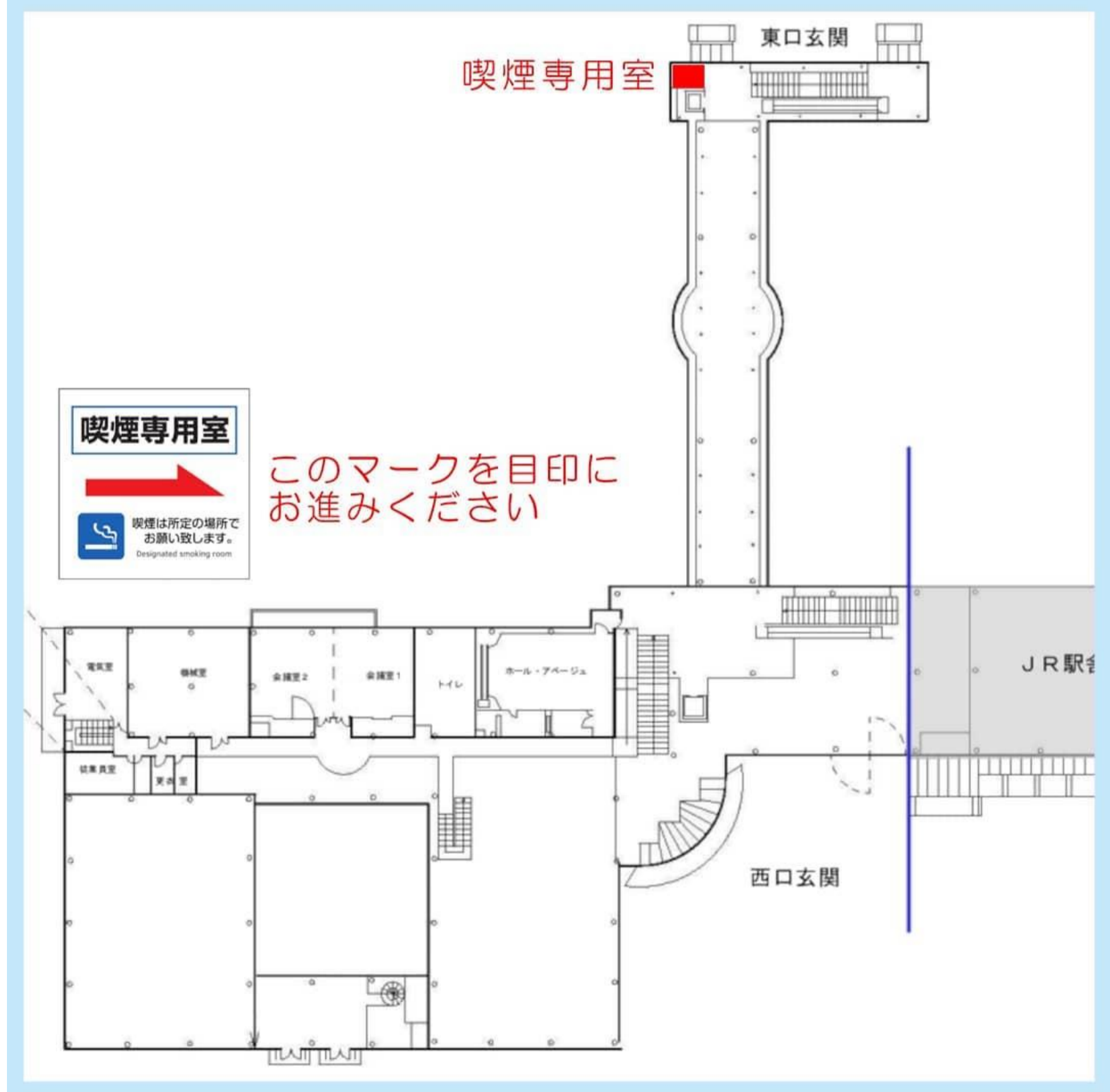


# ゆめりあに「喫煙専用室」を新設いたしました



5月28日(金)より利用が始められました。

改正健康増進法の施行により、ゆめりあの敷地内に設置されていた喫煙所は一時全て使用中止とし撤去しておりましたが、同法に基づき、「望まない受動喫煙」をなくし、吸う人も吸わない人も快適な施設を目指すという観点から、受動喫煙防止対策の取り組みとして「喫煙専用室」を設置いたしましたのでお知らせいたします。

設置場所は、ゆめりあ東口の大規模駐車場と改札口のあるインフォメーションホールを繋ぐ「自由通路」の「大規模駐車場側2階エレベーターホール」です。

厚生労働省より『新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識』では感染リスクが高まる「5つの場面」として、喫煙所等による事例も報告されており、この度、設置にあたり感染対策を意識した設計といたしました。

狭い空間で一つの灰皿を対面で利用することを避けるため、同一方向を向いて利用する配置となっています。

## <ゆめりあ喫煙専用室の特徴>

### ◆対面を避ける◆

狭い空間で一つの灰皿を対面で利用することを避けるため、同一方向を向いて利用する配置となっています。

### ◆密を避ける◆

ブース内では適度な距離を保ち、灰皿を個別に設けることにより、同時に最大4人まで利用可能です。

### ◆ゆめりあの景観に配慮したデザイン◆

施設内景観にも馴染むよう、施設の特徴である花や植物をモチーフとした装飾性フィルムを施工し、デザイン性にもにも配慮した外観となっています。

### ◆汚れた空気を漏らさない◆

ガイドラインに基づく設計で、喫煙室から非喫煙場所へ煙や臭いの流入を防止するため、強制排煙装置により、ドアを開けた場合でも0.2m/s以上の空気の流れを確保し、ブースから汚染した空気が漏れない構造です。